

<医師用>

意見書

保育所施設長殿

入所児童氏名

病名「」

年 月 日から症状も回復し集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

※かかりつけ医の皆さんへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さんへ

上記の感染症について子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症 1日前から発しん出現後の 4日後まで	解熱後 3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 2~4 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5日経過し、かつ解熱した後 2日経過していること（乳幼児にあっては 3 日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症前2日～発症後5日頃までが感染力が強い（発症後10日はウイルスを排出）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
風しん	発しん出現の 7日前から 7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現の 1~2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3日前から、耳下腺腫脹後 4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		医師により感染の恐れがないと認められていること
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染の恐れがないと認められていること